

トピックス

職場での熱中症対策が義務化されました！ 令和7年6月1日～改正労働安全衛生規則が施行されます

近年の気候変動の影響もあり年々酷暑は深刻となっています。職場における熱中症の発生率も上昇しており、更に他の労働災害と比較して「死亡災害」に至る割合が約5～6倍も高くなっています。これを受けて厚生労働省では職場における熱中症対策の強化を義務化しました。

Point 1

熱中症による死亡事故の傾向 ⇒ ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」が原因。

適切な対策の実施が必要であり、基本的な考え方は・・・

見つける

判断する

対処する

見つける 例：作業員の様子がおかしい…
と気づいたら 作業離脱！

判断する 例：医療機関への搬送や
救急隊の要請など

対処する 例：救急隊到着までの間、作業着
を脱がせ身体を冷やすなど

Point 2

現場における対応として、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じて、迅速かつ適切に対処することにより、熱中の重篤化を防止するため、以下の

「**体制整備**」「**手順作成**」「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備や関係者への周知

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地など

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な
措置の実施手順の作成及び関係者への周知

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても、熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

尚、対象となるのは

「**WBGT（暑さ指数）28度以上** 又は **気温31度以上**の環境下で

連続1時間以上 又は **1日4時間**を超えて実施」が見込まれる作業です